

市民参加実施結果シート

結果（途中・終了）
平成28年4月1日時点

担当課(生涯学習課)

2 市民参加の手續 実施結果について		
通称	新体育館の利用料金等の条例改正	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>市が考える市民等への影響</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><メリット> ・新しい体育館が開館し、利用の幅が大きく広がる。</p> <p><デメリット> ・なし</p> </div> </div>
名称	流山市都市公園条例の改正	
概要	平成28年4月にオープンを予定している新しい流山市民総合体育館の利用時間、利用料金などを定める都市公園条例の改正を行う。	
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	審議会の答申内容において、受益者負担率50%による利用料設定は適当であるとの結論を得たため、条例(案)を修正しないものとする。 また、パブリックコメントでは、利用団体から利用料金が高いという意見が10件寄せられた。このことから、利便性の向上を図るために一部レイアウトの変更を行ない、利用しやすい料金設定に努めた。	

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新体育館の利用形態(利用時間、利用料金等)について、スポーツの推進や他市の状況など、専門的立場からの調査や意見の聴取が必要と考えたため、生涯学習審議会の意見を求める。 ・新体育館について、主な利用者となる一般市民に意見を広く求めることができる、パブリックコメントを実施する。
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
生涯学習審議会	<HP> 各会議開催の約1週間前から掲載 <広報誌> 各会議開催の約1週間前の号に掲載	—	—	<第3回審議会> H26年10月29日 <第4回審議会> H26年2月2日 <第1回審議会・諮問> H27年5月13日 <第2回審議会> H27年5月25日 <答申> H27年5月29日	委員数 13人	<審議会委員の構成> ・学識経験者2人 ・学校教育4人 ・社会教育1人 ・家庭教育1人 ・市民等5人	<HP> 各審議会開催後、1ヵ月以内に会議の議事録を公開している。	意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった ○ その他	平成26年度第3回審議会では、体育館建替えの背景や新体育館の概要、料金設定の考え方の説明を行い、第4回審議会にて改正(案)についての意見いただいた。(利用料金、開館時間等について)また、平成27年度第1回審議会では料金等について諮問を行い、第2回審議会では答申(案)について協議した。	利用料金設定について諮問を行う前に、H27年4月22日に現実的で責任のある結論を見出すべく、勉強会を行った。
パブリックコメント	<HP> H27年2月23日～ <広報誌> H27年2月21日号	<意見募集期間> H27年2月23日 ～H27年3月22日	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	—	意見数 11件、11名	—	<HP> 平成27年6月9日～ <広報誌> 平成27年6月21日号	意見を反映した(案を修正した) 案を修正しなかった ○ その他	・当該施設にも資料や用紙を設置した。 ・意見募集期間をアピールするポスターを生涯学習課窓口に掲示した。	利用団体から利用料金が高いという意見が10件寄せられたことから、一部コートレイアウトの変更を行い、利用しやすい料金設定に努めた。

(2)実施された市民参加の流れ

.....> * 継続的なもの

市民参加の手法	平成26年度												平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生涯学習審議会																								
パブリックコメント																								

審議会の開催(素案の作成等)(10/29、2/2、5/13、5/25、5/29)
 開催日等の公表
 審議会の会議録等公表
 7/8議決
 パブリックコメント実施(2/23~3/24)
 パブリックコメント結果の公表(6/9)
 議員等への説明
 7/8議決